

# 藤井寺市立老人福祉センター 松水苑 新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

令和2年10月21日

本ガイドラインは松水苑の運営を再開するに当たり、必要な取り組みを提示するものです。

## 1 基本事項

「密閉」・「密集」・「密接」いわゆる「三つの密」を避けます。

## 2 利用者に協力いただく事項

- ・入苑前には、マスクの着用と検温にご協力ください。
- ・給茶器の利用は当面禁止といたしますので、飲み物をご持参ください。
- ・過去2週間以内に37.5℃以上の熱のあった場合や風邪症状で受信や服薬をした場合は、利用を控えて下さい。
- ・利用者本人及び同居者が過去2週間以内に新型コロナウイルスに感染している、もしくは感染が疑われる症状のある人と接触があった場合、利用を控えて下さい。
- ・「利用者証」は受付で提出し、受付職員が入退苑時間を記入します。お帰りの際に、受付で「利用者証」をお返しします。

## 3 施設管理者が実施につとめる事項

- ・施設の責任者（不在の時は代理の者）はスタッフの体調確認を行います。
- ・施設利用者に当該ガイドラインに沿った利用を促します。
- ・職員は、マスク・手袋等を着用し、利用者から物品等を受け取る場合は、触れる箇所を最低限とする工夫（トレイの使用など）を行うと共に、まめな手洗いや手指消毒を徹底します。
- ・施設の清掃、消毒をします。ドアノブ、電気のスイッチ、手すり、洗面台、便座及び受付カウンターの頻繁な消毒・清掃をします。
- ・消毒液を各部屋に設置します。
- ・施設の換気（窓開け、換気設備の稼働）をします。
- ・感染防止のための注意事項を掲示します。
- ・ソーシャルディスタンスの確保や、机等のレイアウトの配置の定期的な職員の見回りを実施します。

## 4 適用期間及びガイドラインの変更について

このガイドラインの適用期間は、令和2年10月21日（水）から適用します。

なお、その後、施設の利用状況や社会における感染状況などを勘案しながら、段階的に必要な見直しを行います。

## 5 今後の周知方法について

今後のガイドラインの変更の周知は、松水苑内の掲示及びホームページにより行うこととします。